

令和8年3月2日
海事局船員政策課
海技課

アンモニア燃料船の訓練ガイドラインが最終化されました

～国際海事機関（IMO）第12回人的因子訓練当直小委員会の結果概要～

2026年2月23日から27日にかけて、英国ロンドンのIMO本部にて、人的因子訓練当直小委員会^{※1}の第12回会合（HTW 12）が開催されました。今次会合において、アンモニア燃料船やメタノール・エタノール燃料船の船員の訓練ガイドラインが最終化されました。

主な審議結果は、次のとおりです。詳細については別紙をご覧ください。

1. 代替燃料や新技術を用いる船舶の乗組員に対するガイドラインの策定

- 海運業界では、温室効果ガス（GHG）排出削減のため、アンモニアをはじめとする重油に代わる代替燃料や燃料電池等の新技術を用いた船舶の開発が、我が国を含め世界各国で進められています。前回会合から、このような船舶の乗組員に対する訓練ガイドラインの検討が開始されました。
- 審議の結果、今次会合ではアンモニア燃料船及びメタノール・エタノール燃料船の船員の訓練ガイドライン案が最終化されました。これらのガイドライン案は、承認手続きのため上部委員会である第111回海上安全委員会（今年5月開催予定）に上程されます。

2. STCW条約の包括的見直し

- 2023年に審議が開始されたSTCW条約^{※2}の包括的な見直しに関し、今次会合では、主に本条約附属書の第2章（船長及び甲板部に関する資格要件）及び第3章（機関部に関する資格要件）の改正案が審議されました。
- 審議の結果、今次会合では主に次の改正方針について合意に至っており、その改正規定案に関しては、翌週の会期間作業部会（ISWG-STCW 2）において審議されることになりました。
 - ・既存のリーダーシップの能力要件に、暴力とハラスメント、メンタルヘルスに関する要件を追加
 - ・バラスト水処理装置の取り扱いに関する能力要件を追加
 - ・サイバーセキュリティに関する能力要件を追加
 - ・シミュレータ訓練により海上航行業務の期間要件の一部代替を許容するための規定を追加（適用は第2章及び第3章に規定する最初の資格取得時に限定）

※1 船員の訓練・資格証明・当直の基準及びガイドライン等について議論するため、海上安全委員会（MSC）の下に設置された小委員会

※2 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

【問い合わせ先】 TEL：03-5253-8111（代表）

海事局船員政策課 平島・伊藤（内線 45-103, 45-134）、03-5253-8651（直通）



国際海事機関（IMO）第12回人的因子訓練当直小委員会の結果概要

1. 代替燃料や新技術を用いる船舶の乗組員に対するガイドラインの策定

（1）背景

2024年2月に開催されたHTW 10において、代替燃料を使用する船舶の乗組員に対する訓練規定の策定に関する作業は、STCW条約の包括的見直しに関する作業とは別に行うことを合意しました。この合意を受けて、2025年2月のHTW 11において、新規議題として「温室効果ガス（GHG）削減に向けた代替燃料や新技術を導入する上で必要となる安全規則の策定」が設置され、まずは代替燃料や新技術を用いる船舶の乗組員に対する国際的なガイドライン策定に向けた検討を開始することとなりました。

（2）審議結果

前回会合（HTW 11）に引き続き、個別の燃料のガイドラインについて、会期間通信作業部会（CG）の検討結果を基に審議が行われました。その結果、次のガイドライン案が最終化されました。

- ① メタノール・エタノール燃料船に乗り組む船員の訓練に関する暫定ガイドライン案
- ② アンモニア燃料船に乗り組む船員の訓練に関する暫定ガイドライン案

（ガイドライン案の主要事項／下記内容を含む大部分は①・②間で共通）

- 全ての船員は、STCW条約附属書第1-14規則に基づき、自身の特定の任務に精通すべき。
- 船長、職員、部員等は、STCW条約附属書第5-3規則に基づき資格を有するべき。
- 船舶の燃料及び装置の管理及び使用に関わる船員、又は緊急時の対応に関する特定の安全任務に責任を有する船員は、ガイドラインに規定する基本的な訓練を受講すべき。
- 船長、機関部職員その他燃料及び装置の管理及び使用につき、直接の責任を有する船員は、ガイドラインに規定する高度な訓練を受講すべき。

上記のガイドライン案は、本年5月に開催される第111回海上安全委員会（MSC 111）に上程され、承認される見込みです。

また、水素燃料電池、LPG、水素等を使用する船舶に乗り組む船員の訓練に関する暫定ガイドラインについては、今後、CGを再設置して検討することとなりました。

2. STCW条約の包括的見直し

（1）背景

EU加盟国、豪州、カナダ、フィリピン、シンガポール、国際海運会議所（ICS）及び国際海事大学連合（IAMU）が、共同でSTCW条約の包括的な見直し及び改正に関する新たな作業計画を第104回海上安全委員会（MSC 104）に提案したことを受け、当該委員会において作業計画が承認され、2023年2月に開催されたHTW 9より審議が開始されました。

前回会合（HTW 11）においては、約500項目に及ぶ検討項目が選定され、これらに関し今後具体的な改正作業を進めることについて合意しました。また、2025年6月の第110回海上安全委員会（MSC 110）において、2029年又は2030年に条約改正案の採択（2032年発効となる見込み）を目指すことについても、合意しました。

（2）審議結果

今次会合では、作業計画に基づいて、検討の第1段階として、STCW条約附属書の第2章（船長及び甲板部に関する資格要件）及び第3章（機関部に関する資格要件）に関して、各国から提出された改正案を踏まえて、改正の方針について議論を行いました。その結果、主に以下に示す方針を合意するとともに、これを基に、翌週の会期間作業部会（ISWG-STCW 2）において、具体的な改正規定案を審議することに合意しました。

- ・既存のリーダーシップの能力要件に、暴力とハラスメント、メンタルヘルスに関する要件を追加
- ・バラスト水処理装置の取り扱いに関する能力要件を追加
- ・サイバーセキュリティに関する能力要件を追加
- ・シミュレータ訓練により海上航行業務の期間要件の一部代替を許容するための規定を追加（適用は第2章及び第3章に規定する最初の資格取得時に限定）

さらに、STCW条約に基づく独立評価とIMO加盟国監査（IMSAS）の制度の在り方に関する見直しについては、CGを設置して審議することに合意しました。

3. 疲労と船員の労働・休息時間に関する規定の実効性の向上

（1）背景

2022年4月に開催された第105回海上安全委員会（MSC 105）において、「疲労及び船員の労働時間及び休息に関する規定の実効性の向上及び論点整理」を、将来の議題に含めることが決定されていましたが、2025年6月に開催されたMSC 110において、HTWの2026年から2027年の2か年の議題とすることが決定され、今次会合から審議されることとなりました。

（2）審議結果

今次会合では、具体的な作業を行うために設置されるCGにおける検討内容と、論点整理を行う上で参考にすべき関連規則、関連文書が審議されました。

その結果、IMO及び他の国際機関における関連規則、これまでの会合の審議文書などを列挙した、文献リストが合意されました。

また、今後CGにおいて、このリストを基に、疲労、船員の労働時間・休息時間に関する規制の枠組みに関する論点整理、問題の原因究明、現状とのギャップ分析などの作業を進めることが合意されました。